



令和7年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請について

令和7年度分（令和7年7月分～令和8年6月分）の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受け付けを7月1日から開始します。

未納の状態が続いていると、将来の老齢基礎年金や障がい・死亡といった不慮の事態が発生したときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除制度」や「保険料納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、健康推進課または各支所でお手続きするか、マイナポータルから電子申請をしてください。

※失業に伴う保険料免除申請の場合は、ハローワークから発行される離職票または雇用保険受給資格者証をお持ちください。

◆免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、経済的に納付が困難な場合、申請が承認されると納付が免除されます。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類です。

一部免除（4分の3、半額、4分の1）が承認された場合、後日、一部免除用の納付書が郵送されます。減額された保険料を納めないまましていると未納扱いとなりますので、納付をお願いします。

◆納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請が承認されると納付が猶予されます。

【免除等の申請受付期間と所得の関係】

年 度	免除等の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
令和7年度	令和7年7月1日から令和8年6月末まで	令和6年中の所得

※所得要件の審査は、町民税の申告内容を基に行いますので、所得申告を忘れずに行ってください。

また、保険料の納付期限から2年を経過しない期間（2年1か月前の月分まで）について、さかのぼって免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、健康推進課または年金事務所へご相談ください。

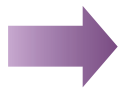
◆問い合わせ先 秋田年金事務所 ☎018-865-2392 健康推進課医療年金係 ☎85-2137
琴丘支所 ☎87-3516 山本支所 ☎83-2115

JAのがん共済が生まれ変わりました!!

広告

旧がん共済

入院日数に応じた保障



新がん共済

入院に限らず様々な治療をまると保障



詳しいことは、お近くのライフアドバイザーにご相談ください。

JA共済

JA秋田やまもと 共済課 TEL 87-4601 八峰支店 TEL 76-3151